

# 令和7年度 立川市立上砂川小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

### (1) 基本理念について

#### 「いじめ」の定義

当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に対応していく。学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができ、仲間と共に人間的に成長できる学校づくりに取り組んでいく。

また、保護者、地域の方、子ども家庭支援センター等の関係者との連携を図りながら、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

## 2 いじめ防止対策組織

### (1) 組織等について

いじめの防止や対応のために、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

### (2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

(ア) 教職員への「学校の取組の評価アンケート」の実施と検討

(イ) 学校評価の評価項目等の検討

(ウ) 児童アンケート結果や評価結果をもとに状況を確認・検証

イ 教職員への共通理解と意識啓発

(ア) 年度初めの職員会議等で、「学校いじめ防止基本方針」を周知

(イ) 児童アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討実施

(ウ) 職員会議等での情報交換や報告による共通理解を図った上の取組や実践の充実

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

(ア) 学校・学年だよりやホームページ等を通じて、取組状況や評価結果の積極的な情報発信

エ いじめ事案への対応

(ア) いじめがあった、いじめの疑いがあるとの情報があった場合、正確な事実の把握に努め、いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。必ず記録に残す。

(イ) いじめ事案と判断した場合には、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的な組織的な対応を図る。必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携した対応をする。

(ウ) 被害児童のケアや支援を行う。

(エ) 加害児童への指導や支援を行う。

(オ) 問題の解消（再発防止の活動、経過観察）に向けた指導・支援体制の組織化を行う。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級・学年づくりを進める。  
「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や暗黙の了解を与える「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気づくりを行う。

イ 児童の活動や努力を認め、楽しく分かる授業の展開や自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、人権教育の充実を図るとともに、体験活動や交流活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。保護者も参加する機会をもつ。
- オ 教職員の校内研修を計画的に実施する。年度初めには、「学校いじめ防止基本方針」をもとに、共通理解を図る研修会を実施する。
- カ 児童が、いじめの問題について議論するなど、自発的自主的にいじめについて考え方行動していじめをなくす取組を、児童会を中心に計画的に行う。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的に実施（学期毎のふれあい・いじめ防止旬間・毎月第3木曜日の「いじめみのがさあずディ」）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 児童が相談しやすい相談体制を整備する。スクールカウンセラーと連携し相談窓口の周知を図る。

#### (3) いじめに対する早期対応

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」を中心に人権に配慮しながら組織的（聞き取り内容や方法・担当者など）に対応する。また、どのような事案でも、必ず教員が指導し、記録に残す。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、市の巡回相談員等の専門家や、立川警察署、子ども家庭支援センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて立川警察署とも連携して対応する。
- カ いじめが起きた集団（傍観者的集団も含む）へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを図る。

#### (4) いじめ解消の判断

- ア いじめが「解消している」状態とは「いじめの被害児童が心身の苦痛を感じていない。」かつ、「いじめに係る行為が3か月以上止んでいる。」状態をいう。
- イ いじめが解消に至っていない段階では教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。

### 4 重大事態への対応（重大事態とは、『いじめ防止対策推進法』第28条に準ずる。）

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに立川市教育委員会に報告する。
- (2) 立川市教育委員会の指導を受け、その判断のもと、調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ適切な情報提供をする。
- (4) 調査結果を立川市教育委員会に報告し、調査結果をふまえた必要な措置と再発防止のための対策を講じる。

### 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) PDCAサイクルによる見直しを行い、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 学校評価（自己評価、学校関係者評価）の評価項目に位置付けることでいじめ防止基本方針に基づく取組を検証し、改善する。

### 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「上砂川小学校いじめ防止基本方針」は、年度はじめに保護者へ周知する。また、ホームページ等で保護者や地域に周知を図る。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に努める。
- (4) いじめ解消・暴力根絶旬間ににおけるアンケートは5年間保管する。